第91期定時株主総会
招集ご通知

日時 2020年８月27日（木曜日）
午前10時（開場時刻：午前９時）

場所 東京都港区赤坂四丁目９番９号
当社本社３階会議室
※会場が前回と異なっておりますので、末尾の会場ご案内図をご参照いただき、お間違いのないようご注意下さい。

新型コロナウイルス感染症拡大の抑制を引き続き図るため、本株主総会につきましては、座席間隔を広げ、座席数を減少して開催いたします。株主様におかれましては、当日のご来場はお控えいただき、極力、書面またはインターネットでの議決権行使をお願い申し上げます。
なお、株主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解下さいますようお願い申し上げます。

目　次

■ **第91期定時株主総会招集ご通知** …… 1

株主総会参考書類
第１号議案 剰余金の処分の件 …… 5
第２号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）６名選任の件 …… 6

添付書類
■**事 業 報 告** …… 11
■**連結計算書類** …… 30
■**計 算 書 類** …… 33
■**監 査 報 告 書** …… 36

株主総会会場ご案内図

日本国土開発株式会社

証券コード 1887

証券コード 1887
2020年８月６日

株　主　各　位

東京都港区赤坂四丁目９番９号
日本国土開発株式会社
代表取締役社長　朝　倉　健　夫

第91期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第91期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

新型コロナウイルス感染症拡大の抑制を引き続き図るため、本株主総会につきましては、座席間隔を広げ、座席数を減少して開催いたします。株主様におかれましては、当日のご来場はお控えいただき、極力、書面またはインターネットでの議決権行使をお願い申し上げます。

なお、事前の議決権行使にあたりましては、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討下さいまして、2020年８月26日（水曜日）午後５時30分までに議決権を行使して下さいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

1. 日　　時　2020年８月27日（木曜日）　午前10時（開場時刻：午前９時）

2. 場　　所　東京都港区赤坂四丁目９番９号
当社本社３階会議室

※会場が前回と異なっておりますので、末尾の会場ご案内図をご参照いただき、お間違いのないようご注意下さい。

3. 会議の目的事項

報告事項　1.　第91期（2019年６月１日から2020年５月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件

2.　第91期（2019年６月１日から2020年５月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

第１号議案　　剰余金の処分の件

第２号議案　　取締役（監査等委員である取締役を除く。）６名選任の件

以　上

◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち「連結計算書類の連結注記表」および「計算書類の個別注記表」につきましては、法令および当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。なお、本招集ご通知の添付書類に記載しております連結計算書類および計算書類は、会計監査人および監査等委員会が会計監査報告および監査報告の作成に際して監査した連結計算書類および計算書類の一部であります。

〈新型コロナウイルス感染予防措置に関するお知らせ〉

・新型コロナウイルス感染症拡大の抑制を引き続き図るため、座席間隔を広げ、座席数を減少して開催いたします。そのため、当日ご来場いただいてもご入場できない場合がございます。株主総会当日は、ご来場をお控えいただき、書面またはインターネットによる議決権行使をお願い申し上げます。

・ご来場を検討されている株主様は、当日までの健康状態を十分ご確認のうえ、マスク着用やアルコール消毒液の利用など感染予防にご配慮いただきますようお願い申し上げます。

・会場入口付近で検温をさせていただく予定です。発熱が認められた方や、体調不良と見受けられる方は、入場をお断りし、お帰りいただく場合がございます。

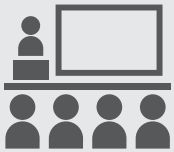
・株主総会の運営スタッフは、体調を確認のうえマスク着用で応対させていただきます。

◎今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じる場合や、事業報告、計算書類、連結計算書類および株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

【当社ウェブサイト（https://www.n-kokudo.co.jp/）】

議決権行使についてのご案内

▌株主総会にご出席される場合



当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知をご持参いただくとともに同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。

開催日時 2020年８月27日（木曜日）午前10時

▌株主総会にご出席されない場合



書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご記入いただきご送付下さい。なお、各議案につき賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取扱いたします。

行使期限 2020年８月26日（水曜日）午後５時30分必着



インターネットによる議決権行使

次頁のインターネットによる議決権行使のご案内をご高覧のうえ、画面の案内に従って、賛否を入力して下さい。

行使期限 2020年８月26日（水曜日）午後５時30分まで



スマートフォンをご利用の株主様

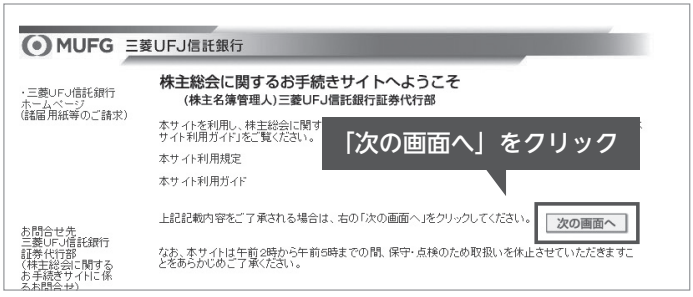
スマートフォンでの議決権行使は、**1回に限り「ログインID」「仮パスワード」の入力が不要**になりました！同封の議決権行使書用紙副票（右側）に記載された**「ログイン用QRコード」**を読み取りいただくことで、ログインいただけます。

※QRコードは㈱デンソーウェーブの登録商標です。

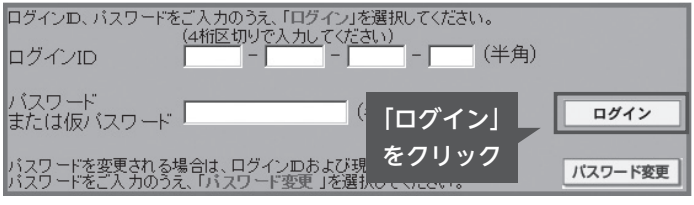
インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、スマートフォンまたはパソコン等から議決権行使ウェブサイトにアクセスいただき、画面の案内に従って行使していただきますようお願いいたします。

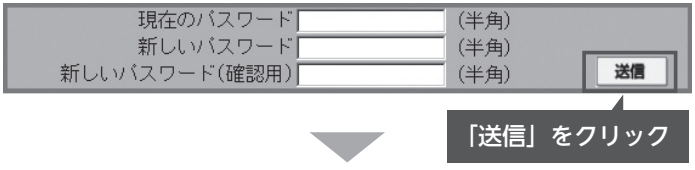
1 議決権行使ウェブサイトにアクセスする



2 お手元の議決権行使書用紙の副票（右側）に記載された「ログインID」および「仮パスワード」を入力



3 「現在のパスワード」に「仮パスワード」を入力 「新しいパスワード」と 「新しいパスワード（確認用）」の両方に入力



以降は画面の案内に従って賛否をご入力下さい。

議決権行使ウェブサイト

https://evote.tr.mufg.jp/

ご注意事項

- インターネットより議決権を行使される場合は、郵送によるお手続きは不要です。
- 郵送とインターネットにより、二重に議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取扱わせていただきます。
- インターネットにより、複数回数にわたり議決権行使をされた場合は、最終に行われた議決権行使の内容を有効として取扱わせていただきます。

議決権行使サイトの操作方法に関するお問い合わせについて

三菱UFJ信託銀行株式会社
証券代行部（ヘルプデスク）
0120-173-027
(通話料無料、受付時間：9：00～21：00)

株主総会参考書類

議案および参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題の一つとして位置付けており、業績と経営環境を勘案のうえ、企業体質の強化や将来の事業展開に備えるための内部留保を確保しつつ、安定的な配当を維持することを基本方針としております。

この基本方針に基づき、当期の期末配当につきましては、１株あたり18円とするとともに、その他の剰余金の処分をさせていただきたいと存じます。

1.　期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類		金銭
(2) 配当財産の割当に関する事項およびその総額		当社普通株式１株につき金18円 総額　1,590,380,172円
(3) 剰余金の配当が効力を生じる日		2020年８月28日

2.　その他の剰余金の処分に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目およびその額	別途積立金	5,000,000,000円
(2) 減少する剰余金の項目およびその額	繰越利益剰余金	5,000,000,000円

第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）６名選任の件

本総会の終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（６名）は任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）６名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関し、監査等委員会からは本総会で陳述すべき特段の事項はない旨の意見を得ております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名		当社における地位および担当
1	朝倉健夫（あさくらたけお）	再任	代表取締役社長 社長執行役員CEO
2	曽根一郎（そねいちろう）	再任	取締役 専務執行役員関連事業本部長
3	井上智（いのうえさとし）	再任	取締役 専務執行役員土木事業本部長
4	西川哲夫（にしかわてつお）	再任	取締役 専務執行役員経営本部長CFO
5	望月尚幸（もちづきなおゆき）	新任	執行役員建築事業本部副本部長
6	高津浩明（たかつひろあき）	再任　社外	社外取締役

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	朝倉 健夫（あさくら たけお） （1954年９月17日生） 再任	1977年 ４月　当社入社 2001年 ２月　当社経営企画室企画グループリーダー 2005年 ８月　当社土木本部土木部長 兼技術事業センター副所長 2007年 ８月　当社執行役員土木統轄本部副本部長 兼土木営業部長 2008年 ６月　当社執行役員土木統轄本部長 2008年 ８月　当社取締役執行役員土木統轄本部長 2009年 ８月　当社取締役執行役員土木統轄本部長 兼土木営業部長 2011年 ６月　当社取締役執行役員土木統轄本部長 2011年 ８月　当社常務取締役東京本店長 2013年 ８月　当社代表取締役社長 2017年 ９月　当社代表取締役社長社長執行役員 2018年 ８月　当社代表取締役社長社長執行役員CEO（現任）	57,028株

〔取締役候補者とした理由〕
候補者は、2013年８月から代表取締役社長として、当社グループの経営の指揮を執り、業績の向上や東京証券取引所への再上場を果たすなど、当社グループの企業価値向上に対して大きな功績をあげております。これらの実績や豊富な経験から、当社グループの持続的な成長に必要な人物であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。
〔取締役会への出席状況〕
100％（17回中17回出席）

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
2	曽根一郎（そねいちろう） （1960年３月25日生） 再任	1982年４月　当社入社 2005年６月　当社九州支店事務部長 2010年６月　当社九州支店営業部長 2014年６月　当社九州支店長 2015年６月　当社関連事業部長 2016年６月　当社執行役員関連事業部長 2017年４月　当社執行役員経営企画室副室長 2018年８月　当社取締役常務執行役員経営企画室長 2018年９月　当社取締役常務執行役員経営企画室長兼つくば未来センター管掌 2019年８月　当社取締役専務執行役員関連事業本部長兼つくば未来センター管掌 2020年４月　当社取締役専務執行役員関連事業本部長（現任）	11,668株
〔取締役候補者とした理由〕 候補者は、当社グループの重要な成長戦略の一つである関連事業を統括し、同事業の持続的成長の実現に取り組んでおります。同氏の豊富な業務経験と卓越した行動力は、当社グループの企業価値向上に資するとの判断から、引き続き取締役候補者といたしました。 〔取締役会への出席状況〕 100%（17回中17回出席）			
3	井上智（いのうえさとし） （1961年１月２日生） 再任	1979年４月　当社入社 2007年８月　当社名古屋支店開発事業部長 2011年８月　当社名古屋支店営業部長 2013年12月　当社名古屋支店副支店長兼営業部長 2014年８月　当社名古屋支店長 2017年６月　当社執行役員関連事業本部副本部長兼不動産部長 2018年６月　当社執行役員関連事業本部副本部長 2018年８月　当社取締役常務執行役員関連事業本部長 2019年８月　当社取締役専務執行役員土木事業本部長（現任）	48,290株
〔取締役候補者とした理由〕 候補者は、土木事業の責任者として強い指導力を発揮し積極的な事業運営を進めております。同氏は、豊富な業務経験と事業経営の知見を有しており、当社グループの持続的な成長に必要な人物であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。 〔取締役会への出席状況〕 94%（17回中16回出席）			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
4	西川 哲夫 (1963年12月5日生) 再任	1986年 4 月　株式会社三和銀行(現株式会社三菱UFJ銀行)入行 2012年 7 月　同行ストラクチャードファイナンス部副部長 2016年 6 月　日本電子債権機構株式会社入社、代表取締役社長 2018年 7 月　当社入社、執行役員管理本部副本部長兼財務部長 2018年 8 月　当社取締役常務執行役員管理本部副本部長 兼財務部長CFO 2019年 8 月　当社取締役専務執行役員経営本部長CFO（現任）	1,171株
〔取締役候補者とした理由〕 候補者は、長年に亘る金融機関における豊富な経験を有するとともに、企業において代表取締役として経営に携わった経歴を有しており、2018年８月に取締役に就任後は、強い推進力を発揮し構造改革を実施しております。同氏の豊富な知見と高い戦略性は、当社グループの企業価値向上に資するとの判断から、引き続き取締役候補者といたしました。 〔取締役会への出席状況〕 100%（17回中17回出席）			
5	望月 尚幸 (1963年６月24日生) 新任	1987年 4 月　清水建設株式会社入社 2017年 4 月　同社建築総本部東京支店副支店長 2019年 1 月　PwCコンサルティング合同会社入社、シニアマネージャー 2020年 4 月　当社入社、執行役員建築事業本部副本部長（現任）	0株
〔取締役候補者とした理由〕 候補者は、長年に亘る建設会社における豊富な経験を有するとともに、建設業におけるコンサルタントとしての経歴から、建設事業における豊富な知見と高い戦略性を有しており、当社グループの企業価値向上に資するとの判断から、取締役候補者といたしました。 〔取締役会への出席状況〕 ―			

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
6	高津浩明（たかつひろあき） （1952年10月２日生） 再任　社外	1977年４月　東京電力株式会社入社 2011年６月　同社常務取締役お客さま本部長 2012年６月　東光電気株式会社入社、代表取締役社長 2014年６月　株式会社東光高岳代表取締役社長 2018年６月　同社代表取締役会長 2019年６月　同社顧問 2019年８月　当社取締役（現任）	587株

〔社外取締役候補者とした理由〕
候補者は、企業において代表取締役として経営に携わった経歴から豊富な経験と幅広い見識を有しています。当社におきましては、2019年8月の取締役就任後、これまで当社グループの業務執行に対する適切な監督と、経営全般への助言を頂いていることから、引き続き社外取締役候補者といたしました。
〔取締役会への出席状況〕
100%（13回中13回出席）

（注）１．各取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者の所有する当社の株式数には、日本国土開発役員持株会における各自の持分を含めた実質所有株式数を記載しております。
２．各取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
３．高津浩明氏は社外取締役候補者であります。なお、当社は東京証券取引所に対し、同氏を独立役員として届け出ており、本議案が承認された場合、東京証券取引所が定める独立役員となる予定であります。
４．当社は高津浩明氏の選任が承認された場合、同氏との間で会社法第427条第１項および当社定款に基づき、法令の定める限度まで賠償責任を限定する契約を継続する予定であります。
５．高津浩明氏の当社社外取締役就任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって１年となります。
６．上記の取締役会の開催回数には、書面決議を含んでおりません。

以　上

(添付書類)

事　業　報　告

(2019年６月１日から2020年５月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度における我が国経済は、企業収益が高水準を維持したほか、所得・雇用環境の改善を背景に、年末までは緩やかな拡大が続きましたが、通商問題の長期化などにより製造業を中心に弱さも見られました。また、新型コロナウイルス感染症の拡大による内外需要の落ち込みにより、国内景気は年度末にかけて厳しい状況となっております。

国内建設業界におきましては、建設需要が公共・民間ともに底堅く推移する中、感染症の影響も限定的な範囲にとどまり、総じて安定した事業環境が続きました。足許では、労働需給や資機材価格の動向に加えて、感染症への対応長期化に伴う経済への影響を注視する必要があるなど、当社を取り巻く経営環境は次第に厳しさが増すことが予想されます。

当連結会計年度における当社グループの連結業績につきましては、売上高は前期比0.8％減の118,529百万円となり、営業利益は前期比28.9％減の10,367百万円、経常利益は前期比32.1％減の9,783百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は前期比23.9％減の7,955百万円となりました。

また、事業別の業績は次のとおりであります。なお、セグメント間の内部売上高または振替高を含めて記載しており、セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

(土木事業)

受注高は、前期比0.2%減の47,910百万円となりました。売上高は、前期比10.3％減の56,138百万円、セグメント利益は前期にみられた好採算工事の割合が低下したことにより、前期比17.6％減の8,138百万円となりました。

(建築事業)

受注高は、前期比14.9%減の50,848百万円となりました。売上高は、手持ち工事の順調な消化により、前期比10.9％増の60,897百万円となった一方、セグメント利益は前期にみられた好採算工事の割合が低下したことにより、前期比59.4％減の1,704百万円となりました。

(関連事業)

受注高は、前期比0.6%増の2,884百万円となりました。保有不動産の賃料収入の増加等に

より、売上高は前期比7.5%増の2,882百万円、セグメント利益は前期比4.8%増の554百万円となりました。

（参考）当社の主な受注工事・完成工事は、次のとおりであります。

・受注工事

広島県広島市	吉島地区下水道築造３１－１号工事
株式会社協和エクシオ	（仮称）茂原太陽光発電所建設工事のうち調整池工事・造成工事
角文株式会社	安城南明治市有地活用事業
大和ハウス工業株式会社	（仮称）ＤＰＬつくば谷田部新築工事

・完成工事

岩手県大槌町	大槌町浪板地区、吉里吉里地区、赤浜地区、安渡地区及び小枕・伸松地区他第１期工事
株式会社九電工	K-SMFL 延岡門川メガソーラーパーク建設工事
大和ハウス工業株式会社、株式会社スズキビジネス	常盤町西街区優良建築物等整備事業新築工事
パルシステム生活協同組合連合会	パルシステム熊谷センター新築工事

なお、当社の次期繰越高は124,911百万円となりました。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度中に実施いたしました設備投資の総額は13,793百万円で、このうち主なものは太陽光発電施設の建設および賃貸用不動産の取得等であります。

(3) 資金調達の状況

当社グループは運転資金の効率的な調達を行うため金融機関とコミットメントライン（融資枠）契約を締結しております。コミットメントライン契約に基づく当期末の借入実行残高はありません。

また、当社グループは主に運転資金等を目的として長期借入金8,005百万円を調達しました。

(4) 対処すべき課題

当社は、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大を受けて、早期にテレワークや時差出勤、出張の自粛などの対策を講じるとともに、社長を本部長とする「新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置し、全社を挙げて感染症の拡大防止と、お客さま、当社社員及びその家族の安全確保に取り組むとともに、関係先のご意向を確認しながら事業を継続して参りました。

今後の見通しにつきましては、新型コロナウイルス感染症の収束には時間を要すると思われ、国内外の景気に不透明さが拡がるなか、建設事業においては、不動産市況・設備投資動向などの外部環境の変化により受注高の減少が懸念されるなど、当社を取り巻く経営環境は次第に厳しさが増すことが予想されます。

このような状況のなか、政府の緊急事態宣言は解除になりましたが、引き続き感染症拡大の抑制と関係者の安全と健康の確保に最大限努めながら、グループ一丸となり、事業を遂行して参ります。

当社グループでは、再上場時に新たなスローガンとして「Move Everything」を揚げ、「あらゆることに挑戦し、そして動かしていく」という思いを全社員が共有いたしました。さらに、今後の環境の変化の中で、持続的な成長を可能としていくための「当社グループが目指すべき姿」として、当連結会計年度を初年度とし10年後の2029年度をターゲットとする「長期ビジョン」と、これを実現していくための道筋として、2021年度までの３ヵ年と、設立75周年を迎える2025年度までを二つのマイルストーンとする「新中期経営計画 Move 75」を策定し、推進しております。

・目標指標（連結2021年度目標）

	2019年度（実績）	2020年度（予想）	2021年度（目標）
売上高	1,185億円	1,300億円	1,350億円
営業利益	103億円	95億円	100億円
配当性向	32.2%	31.3%	30.0%

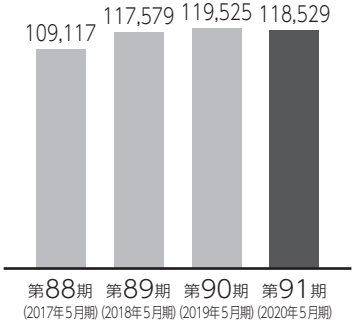
（注）配当性向は、配当金総額を親会社株主に帰属する当期純利益（ただし、資産譲渡等の特殊・特別な損益を除く）で除す方法により算出しております。

(5) 財産および損益の状況の推移

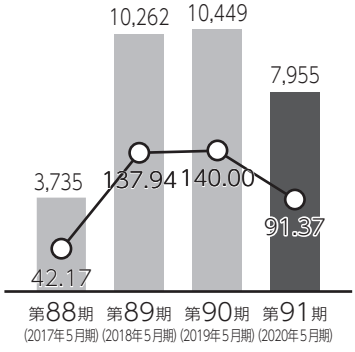
	第88期 (2017年５月期)	第89期 (2018年５月期)	第90期 (2019年５月期)	第91期 (当期) (2020年５月期)
売上高 (百万円)	109,117	117,579	119,525	118,529
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	3,735	10,262	10,449	7,955
１株当たり当期純利益 (円)	42.17	137.94	140.00	91.37
総資産 (百万円)	116,884	120,627	129,212	133,937
純資産 (百万円)	42,097	50,180	64,296	68,317

(注)「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号　2018年２月16日) を第90期より適用しており、第89期の総資産については、当該会計基準を遡って適用した後の金額を記載しております。

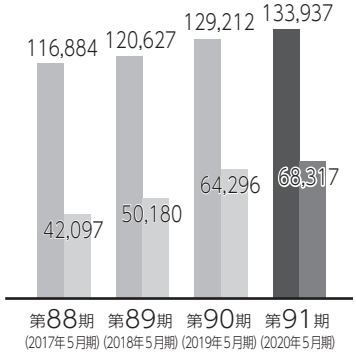
売上高 (百万円)



親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円) / **１株当たり当期純利益** (円)



総資産 / 純資産 (百万円)



(6) 重要な子会社の状況（2020年５月31日現在）

会社名	資本金 (百万円)	当社の出資比率 (%)	主な事業内容
国土開発工業株式会社	300	100.0	建設事業、建設用機械の製造・販売
コクドビルエース株式会社	90	100.0	建設事業、保険代理業

(7) 主要な事業内容（2020年５月31日現在）

当社グループは、建設事業および開発事業ならびにそれらに関連する事業を主な事業内容としております。

主要な事業会社である当社は、建設業法により特定建設業者〔(特-29) 第1000号〕として国土交通大臣許可を受け、土木、建築ならびにこれらに関連する事業を行っております。

また、宅地建物取引業法により宅地建物取引業者〔(13) 第1756号〕として国土交通大臣免許を受け、不動産に関する事業を行っております。

(8) 主要な営業所等（2020年５月31日現在）

①当　社

本　　社　東京都港区赤坂四丁目９番９号

事 業 所　東京支店（東京都港区）、東北支店（仙台市）、名古屋支店（名古屋市）、大阪支店（大阪市）、九州支店（福岡市）

海外拠点　シンガポール支店（シンガポール）、台湾支店（台北市）

研究開発拠点　つくば未来センター（茨城県つくば市）

②重要な子会社

国土開発工業株式会社（神奈川県厚木市）

コクドビルエース株式会社（東京都港区）

(9) 従業員の状況（2020年５月31日現在）

①当社グループの従業員の状況

従業員数	前期末比増減数
1,003名(299)	36名減

②当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減数	平 均 年 齢	平均勤続年数
859名(191)	19名減	41.6歳	13.9年

（注）１．従業員数は就業人員（当社から社外への出向者、再雇用社員および契約社員を除き、社外から当社への出向者を含む。）で記載しております。
２．再雇用社員とは、雇用定年を迎えた社員を対象に年限を設けて再度雇用契約を締結したものであり、当事業年度末の再雇用社員は136名となっております。
３．契約社員とは１年を超えない期間または有期プロジェクト毎の事業予定期間に基づいて雇用契約を締結しているものであり、当事業年度末の契約社員数は60名となっております。
４．再雇用社員および契約社員を含む臨時従業員の平均雇用人数を（外書）として記載しております。

(10) 主要な借入先（2020年５月31日現在）

借　　入　　先	借　　入　　残　　高
株式会社三菱UFJ銀行	3,054百万円
株式会社足利銀行	1,007百万円
株式会社千葉興業銀行	1,000百万円
株式会社百五銀行	1,000百万円
株式会社西日本シティ銀行	1,000百万円

2020年5月31日現在の借入先について、残高金額の大きい上位５社の金融機関を掲載しております。

2. 会社の株式に関する事項（2020年５月31日現在）

（1）発行可能株式総数　300,000,000株

（2）発行済株式の総数　98,255,000株（自己株式9,900,546株を含む。）

（3）株主数　8,940名（前期末比2,311名増加）

（4）大株主（上位10名）

株　主　名	持株数 千株	持株比率 %
日本国土開発持株会	8,032	9.09
株式会社ザイマックス	5,865	6.63
株式会社西京銀行	4,300	4.86
みずほ信託銀行株式会社（一般財団法人日本国土開発未来研究財団口）	4,000	4.52
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	3,500	3.96
アジア航測株式会社	3,189	3.60
前田建設工業株式会社	3,000	3.39
日本基礎技術株式会社	2,900	3.28
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	2,547	2.88
三井住友海上火災保険株式会社	2,456	2.77

（注）１．2020年５月31日現在の当社株主名簿より記載しております。
２．持株比率は小数点以下第３位を切り捨てております。
３．当社は、自己株式9,900,546株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。
４．上記自己株式9,900,546株には株式給付信託（J-ESOP）導入において設定した信託E口が保有する当社株式1,212,800株を含めておりません。

（5）その他株式に関する重要な事項

2020年3月3日開催の取締役会において、当社グループの従業員の福利厚生の増進および当社グループの企業価値向上に係るインセンティブの付与を目的として、「株式給付信託(従業員持株会処分型)」の導入を決議いたしました。

本制度の導入にあたり、当社は、当社を委託者、みずほ信託銀行株式会社　(以下「受託者」という。)　を受託者とする「株式給付信託（従業員持株会処分型）契約書」(以下「本信託契約」という。)を締結します（以下、 本信託契約に基づいて設定される信託を「本信託」という 。）　。また、受託者は資産管理サービス信託銀行株式会社との間で、資産管理

サービス信託銀行株式会社を再信託受託者として有価証券等の信託財産の管理を再信託する契約を締結します。

資産管理サービス信託銀行株式会社は、資産管理サービス信託銀行株式会社に設定される信託Ｅ口（以下「信託Ｅ口」という。）において、今後3年間にわたり持株会が購入することが見込まれる数に相当する当社株式を予め一括して取得し、以後、持株会の株式購入に際して定期的に当社株式を売却していきます。信託Ｅ口 による持株会への当社株式の売却を通じて、信託終了時までに、本信託の信託財産内に株式売却益相当額が累積した場合には、かかる金銭を残余財産として、受益者適格要件を充足する持株会加入者（従業員）に分配します。

また、当社は、信託Ｅ口が当社株式を取得するために受託者が行う借入に際し保証をするため、当社株価の下落等により、信託終了時において、株式売却損相当額の借入残債がある場合には、保証契約に基づき当社が当該残債を弁済することとなります。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社取締役が保有している新株予約権の状況

2018年11月20日開催の取締役会の決議による新株予約権

① 新株予約権の払込金額　　払込を要しない

② 新株予約権の行使価額　　１個につき350円

③ 新株予約権の行使期間　　2020年11月21日から2028年11月20日

④ 新株予約権の行使条件

1）新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員、顧問、社外協力者またはこれに準じた地位を有していなければならない。ただし、取締役、監査役の任期満了による退任および従業員の定年退職の場合、または取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

2）当社の普通株式が、いずれかの金融商品取引所に上場されていること。

3）新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。

⑤ 当社取締役の保有状況

区　　分	新株予約権の数	目的である株式の種類および数		保有者数
取締役（監査等委員および社外取締役を除く）	1,870個	普通株式	187,000株	５名
取締役（監査等委員）	560個	普通株式	56,000株	２名

(2) その他の新株予約権の状況

該当する事項はございません。

4. 会社役員に関する事項

（1）取締役の氏名等（2020年５月31日現在）

地　　位	氏　　名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	朝　倉　健　夫	
代表取締役	上　嶌　健　司	建築事業本部長兼東日本事業部長兼安全品質環境本部管掌
取締役	曽　根　一　郎	関連事業本部長
取締役	井　上　　智	土木事業本部長
取締役	西　川　哲　夫	経営本部長
取締役	高　津　浩　明	
取締役 (常勤監査等委員)	増　成　公　男	
取締役 (監査等委員)	大　橋　正　春	弁護士（東啓綜合法律事務所）
取締役 (監査等委員)	鴨 志 田 文 彦	独立行政法人国際交流基金　監事

（注）１．2019年８月29日開催の第90期定時株主総会において、新たに高津浩明氏が取締役、増成公男、鴨志田文彦の両氏が取締役（監査等委員）に選任されました。尚、2019年８月29日をもって増成公男、竹内友章の両氏は取締役、加賀美喜久、増澤章の両氏は取締役(監査等委員)を退任しております。

２．高津浩明、大橋正春、鴨志田文彦の各氏は社外取締役であります。

３．取締役高津浩明氏、取締役（監査等委員）大橋正春、鴨志田文彦の両氏は、東京証券取引所の定めに基づく一般株主と利益相反を生じるおそれのない独立役員として届け出ております。

４．増成公男氏は当社の取締役や管理本部長等の要職を歴任しており、また、鴨志田文彦氏は金融機関や一般企業での幅広い実務経験を有しており、両氏とも財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

５．増成公男氏は常勤の監査等委員であります。当社では日常的な情報収集や取締役会以外の重要な社内会議への出席、会計監査人および内部監査部門と十分な連携を図ることなどにより、監査の実効性を高め、監査等委員会の監査・監督機能を強化するため、常勤の監査等委員を選定しております。

当社は執行役員制度を導入しております。2020年５月31日現在の執行役員は次のとおりであります。

＊社長執行役員 CEO（最高経営責任者）	朝倉健夫	執行役員	横田季彦
専務執行役員	戸谷　茂	執行役員	四宮圭三
専務執行役員	山本喜裕	執行役員	私市和士
＊専務執行役員	上嶌健司	執行役員	山本　茂
専務執行役員 CTO（最高技術責任者）	草野正明	執行役員	塩澤昭彦
＊専務執行役員	曽根一郎	執行役員	中里良一
＊専務執行役員	井上　智	執行役員	佐々木伸也
＊専務執行役員 CFO（最高財務責任者）	西川哲夫	執行役員	黒川洋之
常務執行役員	中橋　正	執行役員	高野匡裕
常務執行役員	川島茂樹	執行役員	平田　亨
常務執行役員	上阪恒雄	執行役員	関　茂樹
常務執行役員	田中　了	執行役員	田村彰教
常務執行役員	福間和修	執行役員	鮫島正夫
常務執行役員	笹尾佳子	執行役員	望月尚幸
常務執行役員	松島浩一	執行役員	楠本　滋

（注）１．＊印の執行役員は、取締役を兼務しております。
２．2019年8月29日付をもって竹下雅規氏は副社長執行役員を退任しております。また、2020年5月31日付をもって福間和修、横田季彦、私市和士、山本茂の各氏は執行役員を退任しております。
３．2019年8月1日付にて関茂樹氏が、2019年9月1日付にて田村彰教氏、2020年4月1日付にて鮫島正夫、望月尚幸、楠本滋の各氏が執行役員に就任しております。

（2）責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、会社法第427条第１項の規定および当社定款に基づき、法令の定める限度まで賠償責任を限定する契約を締結しております。

(3) 当事業年度における取締役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額（百万円）	報酬等の種類別の総額（百万円）		対象となる取締役の員数（名）
		基本報酬	賞与	
取締役（監査等委員である取締役を除く。） （うち社外取締役）	200 （5）	109 （5）	90	8 （1）
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	33 （16）	33 （16）	-	5 （3）
合計	233	143	90	13

（注）1．報酬等の総額、対象となる取締役の員数には2019年８月29日開催の当社第90期定時株主総会終結の時をもって退任しました取締役４名（うち監査等委員２名）を含んでおります。
2．上記取締役（監査等委員である社外取締役を除く。）の報酬等の額200百万円には、当事業年度に計上した役員賞与引当金繰入額90百万円を含んでおります。
3．2017年８月30日開催の当社第88期定時株主総会において取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額は年額2億4千万円以内、監査等委員である取締役の報酬額は年額48百万円以内と決議いただいております。

(4) 社外役員に関する事項

取締役高津浩明氏、取締役（監査等委員）大橋正春および鴨志田文彦の両氏は社外取締役であります。

① 重要な兼職先である法人等と当社との関係

取締役（監査等委員）大橋正春氏は、東啓綜合法律事務所のパートナー弁護士であり、当社は同事務所と法律顧問契約を締結しています。

取締役（監査等委員）鴨志田文彦氏は、独立行政法人国際交流基金の監事でありますが、当社と同法人との間には特別な関係はありません。

② 主な活動状況

高津取締役は2019年８月就任後に開催の取締役会13回全てに出席し、主に企業において代表取締役として経営に携わった豊富な経験と幅広い見識から、議案・審議等につき必要に応じ発言を行っております。

大橋取締役は当事業年度開催の取締役会17回全てに出席し、また、当事業年度開催の監査等委員会14回全てに出席して、主に弁護士としての専門的見地から、議案・審議等につき必要に応じ発言を行っております。

鴨志田取締役は2019年８月就任後に開催の取締役会13回全てに出席し、また、監査等委員会10回全てに出席して、主に金融機関ならびに一般企業における豊富な経験と幅広い見識から、議案・審議等につき必要に応じ発言を行っております。

（注）上記の取締役会の開催回数には、書面決議を含んでおりません。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称　有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当社が支払うべき公認会計士法第２条第１項の業務に係る報酬等の額　49百万円

② 当社および子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額　53百万円

(注) 1．監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況等および監査時間や報酬単価等の報酬見積りの算出根拠を確認し、必要な検証を行った結果、妥当であると判断したため、会計監査人の報酬等につき会社法第399条第1項の同意を行っております。

2．当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、①の金額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第２条第１項の業務以外に新システム導入に伴う内部統制構築の助言・指導の対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人の独立性、職務遂行状況等を勘案し、会計監査人の適正な職務の遂行が困難であると認められる場合、またはその他必要と判断する場合には、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会が監査等委員会の決定に基づき当該議案を株主総会に提出いたします。

6. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

業務の適正を確保するための体制についての決議内容

当社は、業務の適正を確保するための体制を整備するため、取締役会において「内部統制システム構築の基本方針」を次のとおり定めております。

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

① 当社は、コンプライアンスおよびリスク管理を全社的に取組むための組織として、

「内部統制推進委員会」を設置する。本委員会は、「内部統制推進委員会運営規程」の定めるところにより、コンプライアンスおよびリスク管理を運営・推進する。また内部監査部門として社長直轄組織の「内部統制推進室」を設置する。

② 「企業倫理行動指針」、「コンプライアンス規程」を制定し、取締役および使用人が法令および定款に適合した行動をとるための守るべき行動基準を明確にする。

③ 「コンプライアンス宣言」や前項の指針、規程ならびに取締役および使用人が遵守しなければならない主要法令等を掲載した「コンプライアンスハンドブック」を作成・配布し、取締役および使用人への教育・研修を実施する。

④ 法令等違反に関する相談・通報を受付ける内部通報制度として内部通報規程を定め、社内窓口として内部統制推進室に「コンプライアンス相談室」を設置するほか、社外に外部通報窓口を設置する。

⑤ コンプライアンス確保のため、内部統制推進室による内部監査を、定期的に実施する。

⑥ 暴力団等反社会的勢力や団体に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断し排除する体制を整備して適切に対応する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、情報に関する体制整備策として、取締役の職務執行・意思決定に係る情報は、各種議事録および決裁書類等の文書等により保存するものとし、それら文書等の保存期間その他の管理方法については、法令および「取締役会規則」、「経営会議規則」、「文書取扱規程」等の社内規則の定めるところによる。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① リスク管理に関する体制を整備するため、「リスク管理規程」、「リスク管理マニュアル」を制定する。また、会社が緊急事態に直面した場合の対応方法については、「緊急事態対応要領」の定めるところにより、社長を本部長とする対策本部を設置し対応する。

② 受注案件等を審査する機関として「審査委員会」を設置し、受注リスクの防止・低減に努める。

③ 電子情報・情報システム等の利用に関しては、情報漏洩・不正使用等を防止するため、取締役および使用人の遵守事項を定めた「セキュリティポリシー」により情報管理体制を整備する

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 当社は、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するために、取締役会を毎月１回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。

② 取締役および使用人の職務権限・役割分担および重要事項決裁基準の明確化を通しての効率的な業務執行については、「職制分掌規程」、「稟議等決裁基準規程」の定めるところによる。

③ 「執行役員制度」の導入により、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離し、取締役会機能の強化と、経営効率の向上を図る。

④ 取締役・執行役員等によって構成される「経営会議」を設置し、業務執行に関する個別の経営課題について協議・決定できる体制とする。

(5) 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

① 当社は、子会社における業務の適正を確保するため、当社の「企業倫理行動指針」や「コンプライアンス規程」、「内部通報規程」等を子会社に準用するほか、「コンプライアンスハンドブック」の子会社への配布、コンプライアンス教育の実施等、当社に準じたコンプライアンス体制を構築、運用する。

② 当社は、「関係会社管理規程」に基づき、子会社における重要事項の決定に関して、当社への事前協議、報告を求めるほか、必要に応じて当社の役員または使用人を子会社の取締役または監査役として派遣し、適切な監督、監査を行う。

③ 子会社の業績、資金状況その他重要な事項については、「関係会社管理規程」に従い当社への報告事項とする。

④ 当社は子会社に対し、必要に応じて、コンプライアンス担当部署を設置させる。

⑤ 内部統制推進室は、子会社の業務執行の適法性、効率性に関する監査を定期または臨時に実施する。

(6) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項および当該使用人の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性に関する事項ならびに監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

① 当社は、監査等委員会が実効的な監査を行なうため、監査等委員会の職務を補助する使用人を内部統制推進室に配置する。

② 上記補助使用人の人事異動、人事評価については、監査等委員会の同意を必要とする。

③　上記補助使用人は、監査等委員会に係る業務に優先して従事する。
④　監査等委員会は、必要に応じて、内部統制推進室に対して具体的な指示を行うことができる。指示を受けた内部統制推進室は、その指示の実行に際して取締役(監査等委員である取締役を除く。)の指揮命令を受けない。

(7) 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)および使用人ならびに子会社の取締役、監査役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

①　当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)および使用人ならびに子会社の取締役、監査役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者は、会社の業務または業績に影響を与える重要な事項について、直ちに当社の監査等委員会に報告する。
②　当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。)は、取締役会において定期的に業務執行状況等を報告するとともに、必要に応じて、監査等委員会に対し監査等委員会の監査等に必要な事項を報告する。
③　監査等委員会は、当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)および使用人ならびに子会社の取締役、監査役および使用人に対して職務の執行等に関し報告を求めることができるものとする。
④　監査等委員は、当社の取締役会のほか、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、経営会議等の重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、いつでも取締役(監査等委員である取締役を除く。)および使用人に、その説明を求めることができるものとする。
⑤　監査等委員は、内部統制システムの運営・推進状況を監視するため、「内部統制推進委員会」に出席するとともに、「コンプライアンス相談室」に対し、内部通報状況等の報告を求めることができるものとする。

(8) 監査等委員会へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査等委員会へ報告した者に対して、当該報告をしたことを理由として、不利な取扱いを受けることがないよう、当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)および使用人ならびに子会社の取締役、監査役および使用人に周知徹底する。

(9) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員がその職務の執行について、会社法第399条の２第４項に基づく費用の前払等の請求をしたときは、当該監査等委員の職務に必要であると認められる費用または債務を負担する。

（10）その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 代表取締役社長は、監査等委員会と定期的に意見交換の場を持ち、コンプライアンス面や内部統制の整備状況等について意見を交換し、相互の意思疎通を図る。

② 内部統制推進室は、監査等委員会と定期的に情報交換の場を持ち、監査方針および監査計画等について監査等委員会と協議するほか、内部監査結果について適時報告するなど、緊密な連携を保持する。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

（1）コンプライアンスに関する体制

① 内部統制推進委員会を原則年１回開催し、コンプライアンス体制の整備や諸施策の実施状況の監視、確認および今後の活動計画の策定を行い、企業倫理・法令遵守徹底によるコンプライアンス体制の確立を図っております。

② 「企業倫理行動指針」、「コンプライアンス規程」や主要法令等を掲載した「コンプライアンスハンドブック」を発行して全役職員に配布し、守るべき行動基準を明確にしております。当事業年度において、関係法令の改正や社会の変化等を踏まえ「コンプライアンスハンドブック」を改訂し、全役職員及びグループ会社へ配布しました。

③ 内部通報窓口である「コンプライアンス相談室」および外部通報窓口の設置を全役職員に周知しております。内部統制推進室は、「コンプライアンス相談室」の運用状況を内部統制推進委員会および監査等委員会に報告しております。

④ コンプライアンス意識の更なる向上と定着を図るため、全役職員およびグループ会社を対象にeラーニングシステムによるコンプライアンス教育や、新入社員研修のほか、社内イントラネット上に各種コンプライアンスに関する行動指針や法改正、コンプライアンス教育資料等を掲載し、全役職員に対して継続的な教育・啓蒙活動を推進しております。

（2）リスク管理に関する体制

① 受注案件等を審査する「審査委員会」を原則毎週開催して、受注リスクの防止・低

減に努めております。
② 全社的なリスクの抽出、対策の検討を行い、その結果を内部統制推進委員会、取締役会に報告しております。
③ 新型コロナウイルス感染症対策として、社長を本部長とする対策本部を立ち上げ、感染拡大防止策を実施しております。また、役職員等に対して検温等、日々健康状態調査を実施しております。
④ BCP（事業継続計画）を策定し、これに基づく安否確認訓練、避難訓練を実施しております。

(3) 取締役の職務の執行が効率的に行われるための体制

① 取締役会を17回開催し、業務執行上の重要事項を決議するとともに、取締役の職務の執行状況の監督を行いました。
② 取締役・執行役員等によって構成される「経営会議」を定期的に開催し、業務執行に関する個別の経営課題について協議・決定しました。

(4) グループ会社の経営管理に関する体制

① 関係会社における重要事項の決定に関して、当社への事前協議、報告を求めること等を定めた「関係会社管理規程」を制定し、これにより管理する体制としております。また、必要に応じて当社の役員または使用人を子会社の取締役または監査役として派遣しております。
② 子会社の役員および使用人のコンプライアンス意識の更なる向上と定着を図るため、コンプライアンス教育を、当社と同様に子会社においても実施しております。

(5) 監査等委員会への報告、ならびに監査等委員会の監査が実効的に行われるための体制

① 監査等委員は、取締役会、経営会議等の重要な会議に出席するとともに、社長、会計監査人、内部統制推進室との定期的な会合において、情報・意見の交換を行い監査の実効性を高めております。また、各部署および子会社から適宜業務現況等の報告を受けております。
② 監査等委員および監査等委員会による円滑な監査遂行のため、監査等委員会の事務局を内部統制推進室内に設置しております。

(6) 内部監査に関する体制

内部統制推進室と監査部が連携の上、会社および子会社の業務執行の適法性、効率

性等に関する監査を定期的に実施し、内部統制システムの整備運用状況を監視・指導しております。

7. 会社の支配に関する基本方針

特に定めておりません。

8. 剰余金の配当等の決定に関する基本方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題の一つとして位置づけており、業績と経営環境を勘案のうえ、企業体質の強化や将来の事業展開に備えるための内部留保を確保しつつ、安定的な配当を維持することを基本方針としております。

この方針に基づき、資産譲渡等の特殊・特別な損益を除外し計算した、連結配当性向30%を目標に業績や今後の経営環境などを勘案して決定してまいります。

また、株主の皆様への利益還元の機会を充実させ、株式を継続して保有していただくことを目的として、中間配当と期末配当の年２回の配当を継続して実施してまいります。

連結貸借対照表

(2020年5月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
Ⅰ 流動資産	**80,216**	**Ⅰ 流動負債**	**48,940**
現金預金	27,772	支払手形・工事未払金等	23,185
受取手形・完成工事未収入金等	36,353	短期借入金	1,212
販売用不動産	4,594	リース債務	141
未成工事支出金	4,157	未払法人税等	1,603
開発事業等支出金	327	未成工事受入金	10,275
その他のたな卸資産	605	開発事業等受入金	159
立替金	3,394	預り金	8,197
その他	3,020	完成工事補償引当金	733
貸倒引当金	△9	工事損失引当金	169
		役員賞与引当金	119
		事業整理損失引当金	157
		その他	2,985
Ⅱ 固定資産	**53,721**		
1 有形固定資産	**39,688**	**Ⅱ 固定負債**	**16,680**
建物・構築物	10,236	長期借入金	13,175
機械・運搬具	5,989	リース債務	1,610
工具器具・備品	391	退職給付に係る負債	492
土地	10,908	役員退職慰労引当金	32
リース資産	1,471	株式給付引当金	618
建設仮勘定	10,691	訴訟損失引当金	12
		その他	738
		負債合計	**65,620**
2 無形固定資産	**619**	**純資産の部**	
		Ⅰ 株主資本	**67,156**
3 投資その他の資産	**13,412**	資本金	5,012
投資有価証券	9,015	資本剰余金	18,301
長期貸付金	66	利益剰余金	46,109
破産更生債権等	398	自己株式	△2,267
繰延税金資産	673	**Ⅱ その他の包括利益累計額**	**845**
退職給付に係る資産	1,063	その他有価証券評価差額金	1,455
その他	2,678	退職給付に係る調整累計額	△610
貸倒引当金	△483	**Ⅲ 非支配株主持分**	**315**
		純資産合計	**68,317**
資産合計	**133,937**	**負債及び純資産合計**	**133,937**

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

自　2019年6月　1日
至　2020年5月31日

（単位：百万円）

Ⅰ 売上高		**118,529**
Ⅱ 売上原価		**98,403**
売上総利益		**20,126**
Ⅲ 販売費及び一般管理費		**9,758**
営業利益		**10,367**
Ⅳ 営業外収益		
受取利息配当金	284	
その他	66	351
Ⅴ 営業外費用		
支払利息	175	
リース支払利息	65	
コミットメントライン費用	103	
貸倒引当金繰入額	385	
その他	206	935
経常利益		**9,783**
Ⅵ 特別利益		
固定資産売却益	2,193	
投資有価証券売却益	387	
訴訟損失引当金戻入額	70	2,651
Ⅶ 特別損失		
投資有価証券評価損	44	
減損損失	532	577
税金等調整前当期純利益		**11,857**
法人税、住民税及び事業税	2,309	
法人税等調整額	1,547	3,857
当期純利益		**7,999**
非支配株主に帰属する当期純利益		44
親会社株主に帰属する当期純利益		**7,955**

（注）　記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

自　２０１９年6月　1日
至　２０２０年5月３１日

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	5,012	18,301	41,865	△2,335	62,843
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△3,710		△3,710
親会社株主に帰属する当期純利益			7,955		7,955
自己株式の処分				67	67
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	－	－	4,244	67	4,312
当期末残高	5,012	18,301	46,109	△2,267	67,156

	その他の包括利益累計額			非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	1,655	△529	1,126	326	64,296
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当					△3,710
親会社株主に帰属する当期純利益					7,955
自己株式の処分					67
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	△200	△80	△280	△11	△291
連結会計年度中の変動額合計	△200	△80	△280	△11	4,020
当期末残高	1,455	△610	845	315	68,317

（注）　記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸 借 対 照 表

(2020年5月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
Ⅰ 流動資産	**77,056**	**Ⅰ 流動負債**	**42,774**
現金預金	20,514	支払手形	6
受取手形	1,485	工事未払金	21,216
電子記録債権	555	短期借入金	740
完成工事未収入金	33,473	リース債務	141
リース投資資産	98	未払法人税等	1,416
販売用不動産	4,594	未成工事受入金	7,305
未成工事支出金	1,818	開発事業等受入金	17
開発事業等支出金	327	預り金	8,262
短期貸付金	40	完成工事補償引当金	733
立替金	11,133	工事損失引当金	162
未収消費税等	1,658	役員賞与引当金	90
その他	1,360	事業整理損失引当金	157
貸倒引当金	△4	その他	2,521
Ⅱ 固定資産	**41,477**	**Ⅱ 固定負債**	**11,401**
1 有形固定資産	**23,802**	長期借入金	8,422
建物・構築物	9,479	リース債務	1,610
機械・運搬具	1,427	株式給付引当金	618
工具器具・備品	351	訴訟損失引当金	12
土地	10,645	長期未払金	364
リース資産	1,471	その他	373
建設仮勘定	426	**負債合計**	**54,176**
		純資産の部	
2 無形固定資産	**599**	**Ⅰ 株主資本**	**62,955**
		1 資本金	**5,012**
3 投資その他の資産	**17,076**	**2 資本剰余金**	**17,729**
投資有価証券	11,790	資本準備金	14,314
関係会社株式	1,241	その他資本剰余金	3,414
長期貸付金	66	**3 利益剰余金**	**42,480**
破産更生債権等	398	その他利益剰余金	42,480
繰延税金資産	423	固定資産圧縮積立金	855
長期前払費用	565	別途積立金	33,000
前払年金費用	1,869	繰越利益剰余金	8,624
その他	1,128	**4 自己株式**	**△2,267**
貸倒引当金	△408	**Ⅱ 評価・換算差額等**	**1,402**
		その他有価証券評価差額金	1,402
資産合計	**118,533**	**純資産合計**	**64,357**
		負債及び純資産合計	**118,533**

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

自　2019年6月　1日
至　2020年5月31日

（単位：百万円）

Ⅰ	**売上高**		
	完成工事高	105,372	
	開発事業等売上高	2,565	**107,937**
Ⅱ	**売上原価**		
	完成工事原価	88,102	
	開発事業等売上原価	1,854	89,956
	売上総利益		
	完成工事総利益	17,270	
	開発事業等総利益	711	**17,981**
Ⅲ	**販売費及び一般管理費**		**8,727**
	営業利益		**9,253**
Ⅳ	**営業外収益**		
	受取利息配当金	278	
	その他	28	306
Ⅴ	**営業外費用**		
	支払利息	39	
	リース支払利息	65	
	コミットメントライン費用	8	
	タームローン費用	74	
	貸倒引当金繰入額	385	
	為替差損	33	
	その他	65	671
	経常利益		**8,889**
Ⅵ	**特別利益**		
	固定資産売却益	2,168	
	投資有価証券売却益	387	
	訴訟損失引当金戻入額	70	2,625
Ⅶ	**特別損失**		
	投資有価証券評価損	44	
	減損損失	532	577
	税引前当期純利益		**10,937**
	法人税、住民税及び事業税	2,023	
	法人税等調整額	1,568	3,591
	当期純利益		**7,345**

（注）　記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

自　２０１９年6月　1日
至　２０２０年5月３１日

（単位：百万円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金			利益剰余金合計
					固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	5,012	14,314	3,414	17,729	―	28,000	10,846	38,846
事業年度中の変動額								
剰余金の配当							△3,710	△3,710
別途積立金の積立						5,000	△5,000	
固定資産圧縮積立金の積立					855		△855	
当期純利益							7,345	7,345
自己株式の処分								
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）								
事業年度中の変動額合計	―	―	―	―	855	5,000	△2,221	3,634
当期末残高	5,012	14,314	3,414	17,729	855	33,000	8,624	42,480

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△2,335	59,253	1,594	1,594	60,847
事業年度中の変動額					
剰余金の配当		△3,710			△3,710
別途積立金の積立		―			―
固定資産圧縮積立金の積立		―			―
当期純利益		7,345			7,345
自己株式の処分	67	67			67
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）			△192	△192	△192
事業年度中の変動額合計	67	3,702	△192	△192	3,510
当期末残高	△2,267	62,955	1,402	1,402	64,357

（注）　記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2020年7月8日

日本国土開発株式会社
取締役会　御中

有限責任監査法人　トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　日下靖規　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　會澤正志　㊞

監査意見
当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、日本国土開発株式会社の2019年６月１日から2020年５月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本国土開発株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・　連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2020年７月８日

日本国土開発株式会社
取締役会　御中

有限責任監査法人　トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　日下靖規　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　會澤正志　㊞

監査意見
当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、日本国土開発株式会社の2019年６月１日から2020年５月31日までの第91期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告書　謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2019年６月１日から2020年５月31日までの第91期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年７月10日

日本国土開発株式会社　監査等委員会

常勤監査等委員　増　成　公　男　㊞

監査等委員　大　橋　正　春　㊞

監査等委員　鴨志田　文　彦　㊞

（注）　監査等委員 大橋正春及び鴨志田文彦は、会社法第２条第15号及び第331条第６項に規定する社外取締役であります。

以　上

〈メ　モ　欄〉

〈メ　モ　欄〉

株主総会会場ご案内図

会　場：日本国土開発株式会社 本社３階会議室

東京都港区赤坂四丁目９番９号

※ 会場が前回と異なっておりますので、お間違いのないようご注意下さい。



交通　**東京メトロ**
丸ノ内線　銀座線「赤坂見附」駅下車　徒歩約10分

新型コロナウイルス感染症拡大の抑制を図るため、当日のご来場はお控えいただきますようお願い申し上げます。

日本国土開発株式会社

UD FONT 見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。